

〔論 説〕

国際刑事裁判機関における証人
— 証人の保護と被告人の権利の狭間で —

早稲田大学大学院法務研究科

山口香苗*

はじめに

第1章 ICTY・ICTR の判例・実行

1 ICTY・ICTR の制度的概要

- (1) 被告人の権利
- (2) 証人のための保護措置

2 保護措置の採用判断とその問題点

- (1) Tadic 事件決定の法理
- (2) Tadic 事件決定に対する反応及びその問題点
- (3) Tadic 事件以降の判例
- (4) Tadic 事件以降の判例の評価と問題点
- (5) ICTR の判例と問題点

3 被害者・証人室の活動と公判後の支援の問題

- (1) 公判前と公判時の証人保護支援
- (2) 公判後の支援の重要性
- (3) 被害者・証人室の活動の評価と問題点

第2章 シエラレオネ特別裁判所（SCSL）の判例・実行

1 SCSL と子供

* 本執筆者は、2004年1月から5月にかけて旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）において法律研修生として従事した。本稿はその際の経験から得られた問題意識をもとに、公開されている資料に基づき執筆したものである。なお、本稿は筆者の個人的見解であり、必ずしもICTYの見解を反映するものではない。

また、本稿の執筆にあたっては、早稲田大学大学院法務研究科古谷修一教授のご指導、ご助言を頂いた。心から御礼を申し上げます。

- (1) シエラレオネ紛争と子供の被害
- (2) 裁判所規程及び手続証拠規則における子供の扱い

2 子供の証人の保護に関する判例・実行

- (1) 証人となりうる「子供」の定義
- (2) 捜査段階及び公判準備段階における子供の証人の保護
- (3) 公判手続における子供の証人の保護
- (4) SCSLの判例・実行の評価

第3章 証人に関するICCの制度

1 被害者の権利及び証人の保護

- (1) 被害者の地位の向上
- (2) 被害者及び証人の保護

2 被告人の権利

3 子供の証人

4 問題点

- (1) 手続証拠規則の曖昧さ
- (2) 被害者・証人室の活動の限界

おわりに

はじめに

ニュールンベルクおよび極東国際軍事裁判所が、多くの物的証拠により事実認定を行い、判決を導いたのとは異なり、1990年代以降に相次いで設立された国際刑事裁判機関¹⁾は、被害者をはじめとする数多くの証人を召喚し、それらの証言が判決を導くうえで極めて重要な役割を果たしている。

ニュールンベルク裁判所では、全事件を通して、証人として呼ばれたの

1) 国際刑事裁判機関 (International Criminal Justice System) には、冷戦後の紛争下における犯罪を裁くことを目的として設置された旧ユーゴスラビアやルワンダ国際刑事裁判所、また国内法と国際法の混合法廷として設置されたシエラレオネやカンボジアの特別裁判所、そして2007年10月に日本も正式に加盟した国際刑事裁判所の活動が含まれる。国内裁判所とは異なり、多くの場合、一つの建物の中に裁判部、検察局、弁護団、書記局の全ての部署が存在し、とりわけ書記局は検察局・弁護団および裁判部を中立的な立場から支援し、外交的・行政的な活動も執り行なう。なお、本稿において、裁判所それ自体の活動を意味する際は、国際刑事裁判 (International Criminal Tribunals) とする。

は検察側および弁護側合わせて 94 名（検察側 33 名，弁護側が 61 名）であったが²⁾，旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia：以下「ICTY」とする）では，最も活発な活動を展開していた 2000 年から 2004 年にかけては毎年 500 人以上がハーグで証言を行なってきた³⁾。このような傾向は，ルワンダ国際刑事裁判所（International Criminal Tribunal for Rwanda：以下「ICTR」とする）やシエラレオネ特別裁判所（Special Court for Sierra Leone：以下「SCSL」とする）においても見られる。さらに，ICTY における Krstic 事件⁴⁾のように，虐殺を生き残った者が数名しか存在しない場合には，それらの生存者が事件の全容を知る唯一の証人とされた例もある。

以上のことから明らかなように，犯罪の事実関係や被告人の個人責任および上官責任⁵⁾を立証するうえで，証人は今日の国際刑事裁判機関にとって必要不可欠な存在である。

しかし，証人の意義が飛躍的に拡大したことで，各国際刑事裁判機関は一律に証人に関するいくつかの重大な問題に直面してきた。その一つが，報復の危険にさらされる証人の保護や安全の確保である。とりわけ，公判準備段階から公判手続における証人のための保護措置の採用は，場合によっては被告人の公開かつ公正な裁判を受ける権利への大幅な制約となり得る。

国際刑事裁判では，紛争継続下や紛争終結直後の状況下で審理が開始されることも多く，証言後の証人に対する報復の危険は，ときに，抽象的な「おそれ」にとどまらず，具体的な危険として襲いかかることもある⁶⁾。

2) Patricia M. Wald, "Dealing with Witnesses in War Crime Trials: Lessons from Yugoslav Tribunal," *Yale Human Rights and Development Law Journal*, Vol. 5 (2002), pp.217-218.

3) 通常 ICTY では，一つの事件について 100 人前後の証人を 1 人あたり 2・3 日にわたって詳しく直接尋問する。公判準備手続に平均 16 ヶ月，公判の審理に平均 16 ヶ月，合計 32 ヶ月の審理期間を要する（多谷千香子『「民族浄化」を裁く－旧ユーゴ戦犯法廷の現場から－』（岩波新書，2005 年）24 頁）。

4) 1995 年にスプレニツァで起きた大量虐殺を扱った事件。Prosecutor v. Krstic, Case No. IT-98-33.

5) 上官責任とは，具体的状況を前提にして，部下の犯罪を事前に予防し又は事後的に部下を処罰できたのに，上官が権限内の禁圧行為を十分にとらなかった場合，上官に課される刑事責任を意味する（ICTY 規程 7 条(3)参照）。

6) 公判開始直後の ICTR では，Akayesu 事件と Rutaganda 事件で証言をした証人 2 人が殺害されている。See Second Annual Report of the International Criminal Tribunal for

他方で、政治勢力の間の武力紛争から生じた重大な犯罪を裁く国際刑事裁判の場合、被告人は国際社会からの敵意や非難を最も受けやすい立場にある。重大な犯罪の被告人であるからこそ、被告人の権利は「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(以下、「自由権規約」とする)やヨーロッパ人権条約、あるいは国際人権に関する慣習国際法等の国際的基準に合致したものでなければならない⁷⁾。また、被告人の権利や弁護権が十分に保障されていないならば、少なくとも国際刑事裁判機関においては、裁判所の正統性 (legitimacy) を維持することは困難である。

このように、近年の国際刑事裁判機関では、被告人の権利と報復の危険にさらされる証人の保護との間に一定の緊張関係あるいは対立構造を生じさせる場面が少なくない。

また、法的な保護措置のみならず、ときに重大な犯罪の被害者や目撃者である証人に対し、公判手続の前後にわたって包括的な支援が必要となった。なかでも、公判後もさらなる危険にさらされる証人の移住措置の検討や、被害者であり加害者でもある元少年兵を証人とする際の手続のあり方など、先例のない問題に直面してきた。

本稿では、上述したような証人をめぐる問題に対し、ICTY・ICTR・SCSLのそれぞれの国際刑事裁判機関が、証人の保護措置についていかなる判例を形成し、また、法政策的な側面として、証人および被害者の支援をどのように実現してきたかについて、その判例および実行をもとに分析していく。これらの考察を通して、3つの国際刑事裁判機関の利点と欠点を浮かび上げられ、常設の国際刑事裁判所 (International Criminal Court: 以下「ICC」とする) が直面するであろう問題や、ICC時代における特別裁判所の意義について検討する。

Rwanda to the General Assembly of the United Nations, UN Doc. A/52/582 and S/1997/868 (2 December 1997) [hereinafter “ICTR Annual Report”], para. 51.

7) 東澤靖『国際刑事裁判所 法と実務』(明石書店, 2007年) 200-201頁。

第1章 ICTY・ICTR の判例・実行

1 ICTY・ICTR の制度的概要

(1) 被告人の権利

被告人の権利に関する ICTY⁸⁾および ICTR⁹⁾の裁判所規程（以下「規程」とする）の内容は、国際的に認識された人権基準、すなわち国際人権規約やヨーロッパ人権条約の内容を具体化したものとなっている。被告人の公正かつ公開審理を受ける権利（ICTY 規程 21 条 2 項，ICTR 規程 20 条 2 項）は自由権規約 14 条およびヨーロッパ人権条約 6 条 1 項にならって保障されている。さらに裁判所規程は、被告人に不利な証人に十分尋問を行い、同じ条件で、被告人に有利な証人の出席と尋問を確保すること（ICTY 規程 21 条 4 項(e)，ICTR 規程 20 条 4 項(e)）と定め、これは自由権規約 14 条 3 項(e)およびヨーロッパ人権条約 6 条 3 項(d)の内容と類似する。

特徴的なのは、両規程が、被告人の権利を十分に尊重しながらも、「被害者および証人の保護に妥当な考慮を払いつつ」、公正かつ迅速な裁判手続を確保すべきことを定めている点である（ICTY 規程 20 条 1 項，ICTR 規程 19 条 1 項）。公平な裁判を受ける権利を定めた自由権規約 14 条やヨーロッパ人権条約 6 条では、専ら被告人の権利を問題としており、被害者や証人の保護については求めていない。

したがって、国際人権規約やヨーロッパ人権条約の基準は、一般的には ICTY や ICTR においても適用されるものではあるが、武力紛争継続下あるいは紛争終結直後に設置される国際刑事裁判機関の特有な事情から、被害者および証人の保護に関する考慮も必要となり、この点で単純な国際人権基準の適用ではなく、独自の法的枠組み(unique legal framework)の構築と運用が必要とされた。これについては、次節以降で具体的に検討する。

8) ICTY は、国連安保理決議 827 号（1993 年）の「旧ユーゴスラビア国際裁判所規程」に基づき、オランダ・ハーグに設置された。

9) ICTR は、国連安保理決議 955 号（1994 年）の「ルワンダ国際刑事裁判所規程」に基づき、タンザニア・アルシャに設置された。

(2) 証人のための保護措置

ICTY 規程 22 条 (ICTR 規程 21 条) は、裁判所が制定する手続証拠規則 (以下「規則」とする) により、被害者および証人の保護について定めるとし、その具体的措置は「非公開の手続および被害者の身元関係事項の保護が含まれるが、これに限定されるわけではない」と規定している。

これを受けて採択された規則では、公判時における被害者・証人の保護のための一般的な措置として、被告人の権利と両立することを条件として、被害者および証人の身元情報の保護のための措置が採られる (規則 75 (A))。また、被害者・証人の氏名等の情報を一般公衆や報道機関に公開することを避ける措置として、氏名やそれがわかる情報を裁判記録から削除することや、音声変更措置や一方向閉回路テレビ¹⁰⁾による証言、さらに偽名の使用や非公開審理などが具体的に列挙されている (規則 75 (B) (i)(ii) ¹¹⁾)。

また、公判前の保護措置として、例外的な状況においては、検察官は、裁

10) 一方向閉回路テレビ (one-way closed circuit television) が採用されると、証人は、検察官、弁護人らと共に、テレビ回線で法廷と結ばれた別室に入り、法廷からの画像を見ながら尋問を受け、一方、法廷にいる被告人、裁判官は、画面と音声を通じて証言を聞き、供述の態度を確認することができる。また、被告人と弁護人との間は、独自の回線により同時コミュニケーションが可能となっている。ただし、ICTY や ICTR においては、ビデオリンク方式 (裁判官や訴訟関係人が旧ユーゴ諸国にいる証人の姿をテレビモニターで見ながらマイクを用いて尋問を行う措置) が採用されることが多い。紛争当事国自身に裁判所が設置された SCSL では、子供の証人に対し一方向閉回路テレビが採用されている (詳細については第 3 章 2 (3) 参照)。

11) 規則 75 は以下の通り (なお、本規則は 2007 年現在のものである)。

(A) 裁判官又は裁判部は職権により又はいずれかの当事者または関係被害者・証人の要請により、被害者および証人のプライバシーと身元保護のための適切な措置を命じることができる。ただし、その措置は被告人の権利と両立することを条件とする。

(B) 裁判部は下記の命令をなすべきか否かを決定するため、非公開の訴訟手続をとることができる。

(i) 以下のような手段により、被害者若しくは証人の身元若しくは所在、又は被害者若しくは証人に関係する若しくは関連する者の身元若しくは所在を、一般公衆又は報道機関に対し開示することを防止する措置

(a) 氏名及び身元に関する情報の裁判所の公的記録からの削除

(b) 被害者を特定する記録の一般公衆への非開示

(c) 映像変更若しくは音声変更装置又は一方向閉回路テレビによる証言の実施

(d) 偽名の指定

(ii) 規則 79 に基づく非公開審理

(iii) 一方向閉回路テレビのような、傷つきやすい (vulnerable) 被害者や証人の証言を手助けするための適切な措置

(C)~(I) 省略

判所の保護下におかれるまでの間、危害にさらされうる被害者や証人の身元を被告人側に開示しない措置を裁判部に申立てることができるが、被害者または証人の身元は、被告人に弁護のための準備期間を与えるため、公判に先立って相当の猶予を持って開示されるとする（規則 69(A)(C) ¹²⁾。

しかし、最大の問題は、公判時において証人の身元情報（氏名、所在など）を、とりわけ被告人や弁護人に対しても秘匿する措置（「完全なる匿名性」（total anonymity））が許容されるのか、もし許容されるとして、どのような要件のもとで許されるのかについて、これらの規定が何ら具体的に触れていないことである。

一般公衆や報道機関への非公開措置等は、被告人の公開審理を受ける権利との関係で問題となるが、被告人および弁護人への身元情報の匿名措置は、規程 21 条 4 項(e)条により保障された証人尋問権との関係で問題となる。条文の文言上は、被告人の公正かつ公開審理を受ける権利と両立するものでなければならないとされるのみであることから、ICTY が最初に手がけた Tadic 事件においては、まさにこの保護措置の内容とそれを認めるための具体的条件が議論の対象となった。

2 保護措置の採用判断とその問題点

(1) Tadic 事件決定の法理

検察側は、Tadic 事件において証言予定の被害者および証人らが、証言することにより報復等の危険にさらされ、十分な保護措置をとらなければ証人らの出廷が確保できないなどの理由から、公判準備段階および公判時における複数の証人に対する保護措置を申請した。検察側が申請した具体的な保護措置は、一般公衆および報道機関に対しての非公開審理を含む規則 75 や規程 22 条を根拠に、公判時における証人の名前・住所およびそれらに関連す

12) 規則 69 は以下の通り。

(A) 例外的な状況にあっては、検察官は、法廷の保護下に置かれるまで、危害にさらされうる被告人または証人の身元を開示をしない命令をなすよう公判部に申請することができる。

(B) 省略

(C) 規則 75 条にしたがって、被害者または証人の身元は、被告人に準備期間を与えるため、公判に先立ち相当の猶予をもって開示される。

る情報の匿名化であった¹³⁾。

これに対し弁護側は、検察側の申立ては、規程 20 条で保障された被告人の公正かつ公開審理を受ける権利を侵害するものであると主張した。さらに証人らの主観的な恐怖感を考慮するのではなく、より客観的な基準に基づくべきだと批判した¹⁴⁾。

この問題を審理した裁判部 (Trial Chamber) は、その決定において、被害者および証人の匿名が認められるための要件として、以下の 5 つを挙げている¹⁵⁾。

- ① 証人と証人の家族に対する現実の恐怖 (real fear) が存在すること。
- ② 保護措置の申立をする特定の証人の証言が、検察側の立証において重要であること。
- ③ 上記の証人の信用性について、一応の証明があること。
- ④ 証言後に、証人を長期にわたって保護するための実効的な制度が存在しないこと。
- ⑤ 請求された保護措置が必要不可欠であること (すなわち、他により制限的でない措置によって証人の保護が確保されるならば、その措置が採用されるべきであること)。

裁判部は、これらの 5 つの要件の具体的な適用に際しては、Tadic 事件が扱う犯罪の性質等を考慮すれば証人およびその家族らの現実の恐怖が認められるとし (①)、国際刑事裁判が目撃証人や証人の任意の出廷¹⁶⁾に依存せざるを得ないことを述べ、証人らの証言がきわめて重要であり、何人かの証人については決定的に重要であるとした検察側の主張を全面的に認め (②)、また匿名が認められても証人の信用性が確保できるとした (③)。さらに、国際刑事裁判機関は証人の公判後の安全確保を可能にする警察組織を持たず、加えてそれに代わる長期的な証人保護制度や設置のための資金もないため、有効

13) Prosecutor v. Tadic, Case No. IT-94-1-T, Decision on the Prosecutor's Motion Requesting Protective Measure for Victims and Witnesses (10 August 1995) [hereinafter "Tadic Decision"], paras 4-5.

14) *Ibid.*, paras. 7-9.

15) *Ibid.*, paras. 62-65.

16) 国内の刑事裁判とは異なり、証人が召喚に応じなかった場合、勾引などの強制処分は存在しない。刑事訴訟法 152 条等参照。

に証人およびその家族を保護する制度がないとした(④⑤)。結論として、裁判部は4名の証人について、一般公衆や報道機関への非公開措置等に加え、公判手続において被告人および弁護人に対しても匿名措置を講じることを認めた。

なお、本決定には2名の裁判官の多数意見に対して Stephen 裁判官の少数意見が付されている。Stephen 裁判官は、被告人に対して証人の身元の開示を許可しないことは、被告人の公平な裁判を受ける権利を侵害すると指摘する。さらに、被告人が名前、住所、背景事情、嫌疑がかけられている犯罪が行われたときに証人が所在した場所等、証人の身元情報を知らない状況下では、被告人の反対尋問権はもはや有効とはいえないと、多数意見を批判している¹⁷⁾。

裁判部は、決定において、被告人および弁護人に対する匿名性を認めたが、結局実際の運用においては弁護人に対する匿名は適用されることはなく、匿名が認められた4名の証人のうち2名は法廷に召喚されなかった。1名は本決定後に証人自らが保護措置を必要としない旨を表明し、これを裁判部が認容したため¹⁸⁾、何らの保護措置もとられず公開法廷で証言が行なわれた。残りの1名の証人については、非公開法廷で公判時においても被告人に対し匿名性は維持された¹⁹⁾。

(2) Tadic 事件決定に対する反応及びその問題点

Tadic 事件決定は ICTY の内外を問わず、大きな議論を呼んだ。とりわけ、米国国際法ジャーナル (American Journal of International Law) においては、決定が出された直後から、Leigh と Chinkin により、それぞれ対立する見解が主張され、論争が起こっている。Leigh は、匿名の証人による証言は ICTY 規程および国際条約で保障された被告人に認められる公平な裁判を受ける権利を侵害すると述べ、さらに、人定や所在に関する情報や犯罪行為時

17) Prosecutor v. Tadic, Case No.IT-94-I-T, Separate Opinion of Judge Stephen on the Prosecutor's Motion Requesting Protective Measures for Victims and Witnesses (10 August 1995).

18) Prosecutor v. Tadic, Case No.IT-94-I-T, Decision on the Prosecutor's Motion to Withdraw Protective Measures for Witness K (12 November 1996).

19) Prosecutor v. Tadic, Case No.IT-94-I-T, Opinion and Judgment (7 May 1997), para.30.

の場所など、証人の身元に関する情報なしでは、被告人に保障された証人尋問権は有効には機能しえないと主張した²⁰⁾。一方、Chinkin は、Leigh の主張は ICTY の武力紛争下の犯罪を裁くという特別な背景や状況から証人に対してより高度な安全確保が求められている点を度外視していると批判し、被告人の公平な裁判を受ける権利の内容は国内の刑事裁判とは異なる特有な事情を考慮して決定されるとした²¹⁾。これに対し、さらに Leigh は、被告人の公平な裁判の権利が Chinkin が主張するような政策的考慮に左右されるとすれば、国際刑事裁判の正統性が根本的に揺るがされかねないと強く批判している。

これらの議論が示唆するように、本決定は、保護措置の適用の仕方、および被告人の証人尋問権の制限という 2 つの側面において問題があると考えられる。

第一に、裁判部は、提示した 5 つの要件を実際にはそれほど厳格に適用していない。現実の恐怖の内容については、客観的な検討がなされるべきとするが、本決定後、匿名が認められた 4 名の証人のうち 1 名からは保護措置を必要としない旨の申出があり、検察側が保護措置の取下げを申立て、裁判部がそれを認容している。このような変更を認めるとすれば、結果として現実の恐怖の程度は、客観的な判断基準に基づくのではなく、証人の主観的判断に左右されることになる。

さらに、証人の証言が検察側の立証にとって重要であること (②) については、ほぼ検察側の主張をそのまま認めているが、匿名が認められた 4 名の証人のうち 2 名は法廷にも召喚されていない。すなわち、最終的には召喚される必要性のない証人に対しても保護措置を認めたことになる。これでは必要性の判断が十分に行われていたとは言い難い。

以上のような点において、裁判部の判断には要件の適用場面において問題があったといえるが、保護措置の可否に関する判断基準それ自体としては一定の評価がなされ、今日の ICTY や ICTR の判例にも一定の影響を及ぼして

20) Monroe Leigh, 'The Yugoslav Tribunal : Use of Unnamed Witnesses Against Accused', *American Journal of International Law*, Vol.90 (1996), pp.235-238.

21) Christin Chinkin, "Due Process and Witnesses Anonymity", *American Journal of International Law*, Vol.91 (1997), pp.75-79.

いる。

第二に、**Tadic** 事件決定が証人の身元情報の匿名を被告人および弁護人に対しても認めたことが、証人尋問権を定めた規程 21 条 4 項(e)との関係で問題となる。

証人尋問権は事実認定が不当なものとならないよう被告人に対し保障される権利であり、自己に不利な証言をした証人に対して、自ら審問しえる機会が保障されることは、刑事裁判において事実認定が量刑に直接影響を及ぼすという点で極めて重要な権利である。

そして、自己に不利な証人の証言を反対尋問するには適切な資料を必要とするのであるから、その資料が得られないのであれば反対尋問権は画餅にすぎなくなるであろう。**Stephen** 裁判官反対意見や **Leigh** が主張するように、証人の名前、住所、犯罪行為時に証人が所在した場所等の情報なくしては、反対尋問権は有効には機能しえない。仮に、**Chinkin** が主張するような、国内裁判所とは異なる特有の事情が存在していたとしても、被告人のみならず弁護人に対してまでも証人の匿名を認めた本決定は、明らかに証人尋問権の著しい侵害にあたると言えるだろう。

(3) **Tadic** 事件以降の判例

Blaskic 決定では、保護措置の適用の判断において、**Tadic** 事件決定の基準を引用しながらも、規則 69 と規則 75 の関係について、**Tadic** 事件決定とは異なる見解が示された。本件では、**Tadic** 事件と同様、検察側は公判時に被告人に対しても証人の身元情報の非開示を求めていた。しかし、裁判部は本件決定において、この請求を棄却したのである²²⁾。

決定において、裁判部は、公判前の準備手続については規則 69 に基づき「例外的な状況」が認められる場合に限り、弁護側に対し証人の身元を非開示とする措置も、公判に先立って相当の猶予を持って開示されることを条件に認められるとの立場を踏襲した。しかし他方で、公判開始後の保護措置を定めた規則 75 は、規則 69 とは同列の関係にはなく、あくまで一般公衆およ

22) Prosecutor v. Blaskic, Case No. IT-95-14-T, Decision on the Application of the Prosecutor Dated 17 October 1996 Requesting Protective Measures for Victims and Witnesses (5 November 1996) [hereinafter “Blaskic Decision”].

び報道機関に対する保護措置について定められ、被告人は含まれないと判断している²³⁾。

本決定は、公判時における被告人に対する証人の匿名措置を排除した判断として、Tadic 事件決定の多数意見とは異なる立場を示したとも考えられるが、結論においては判例変更の旨は述べられておらず、むしろ Tadic 事件の 5 要件が再び適用されている。しかし、本決定が公判準備段階と公判時の保護措置を明確に分け、後者については被告人の公平な裁判を受ける権利が優先して考慮されるとした意義は大きい。

Furundzija 事件決定では、公判手続における一般公衆および報道機関に対する保護措置の適用であっても、保護措置は決して日常的に認められるものではなく、個別の事案に応じて「例外的な状況」の存在を判断すべきとの見解が表明されている。裁判部は、具体的な保護措置の適用にあたって、以下のような検討を行なっている。

「裁判部は、いくつかの理由から本件は例外的な場合にあたりと判断する。第一に、旧ユーゴスラビア諸国は、今も〔1998年当時〕憎悪感情や民族間の緊張関係が続いている。証人は、平和や安定がもたらされている国に住む者以上に恐怖を感じ、…(中略)…したがって、国際裁判所の扱う事件は、この観点において、国内管轄下のそれとは比較することができない。しかし、これと同様の状況にある事案であっても、常に保護措置が認められるわけではなく、例外的な状況が存在する場合に限り認められる。…(中略)…本件はとりわけ、重大な強姦事件を扱うことから、保護措置の採用が認められたのである。」²⁴⁾

また、Milosevic 事件決定では、例外的な措置として位置づけられていたはずの保護措置が、実際には多く採用されてきたことについて、「残念なことである」と批判されている。裁判部は、被害者や証人に対し適切な保護を提供

23) Blaskic Decision, paras.22-24.

24) Prosecutor v. Furundzija, Case No.IT-95-17/1, Decision on Prosecutor's Motion requesting Protective Measures for Witnesses "A" and "D" at trial, (11 June 1998), paras.7-8.

することは極めて重要であるが、被告人に与えられた公平な裁判の要請にかんがみ、規程、規則および判例法理により確立された基準を、個々の証人が満たす場合に限り保護措置を採用すべきであると強調している²⁵⁾。

(4) Tadic 事件以降の判例の評価と問題点

Tadic 事件決定以後、内外からの多くの批判や旧ユーゴ諸国の治安状況の改善もあり、公判手続における被告人に対する証人の匿名性は認められていない²⁶⁾。Tadic 事件決定で判示された一般的要件のほかに、現行規定をより厳格に解釈し、さらに個別の証人ごとに保護措置の適用を判断すべきことが追加的な条件となりつつある。また、裁判部は保護措置の過度な適用を問題視するようになり、最近では、保護措置の適用に対する慎重な姿勢が判例および実行からも見受けられる。これらの背景には、被害者・証人室 (Victims and Witnesses Section) の機能が強化され、法廷外の証人支援制度が確立したことや、紛争から一定の年月が経過し報復の脅威が軽減したことなどが挙げられる。

しかし依然として、ICTY の保護措置の適用判断は、例外というよりも日常的に認容されているのではないかとの批判がある²⁷⁾。被害者・証人室の統計によれば、1994 年から 2004 年までの間に、全体の 40% 以上の証人に対して何らかの保護措置が適用されている²⁸⁾。さらに問題なのは、被告人の公開の裁判を受ける権利に対する最も重大な制約であるとされる非公開審理が、全体の 9% を占めていることである。

これでは、国際刑事裁判機関が扱う犯罪の特殊性を考慮したとしても、保護措置の申立てをすれば認められるとの印象を与えかねない。元 ICTY 判事の Wald は、非公開審理を含む保護措置の過度な適用は、被告人に公平な裁判を保障した裁判所規程を脅かしかねないとし、さらに、証人の身元情報を一般公衆から自由に隠すことができるとすれば、それはもはや公開された裁

25) Prosecutor v. Milosevic, Case No.IT-02-54-T, Decision on Prosecution Motion for Provisional Protective Measures Pursuant to Rule 69 (19 February 2002), para.28.

26) Wald, *supra* note 2, p.223.

27) David Tolbert and Fredrick Swinnen, "The Protection of, and Assistance to, Witnesses at the ICTY", in Hiram Abtahi, and Gideon Boas.(eds.), *The Dynamics of International Criminal Justice* (Koninklijke Bill NV. 2006), p.215.

28) The ICTY Registry, "1994-2004 : A Unique Decade" (2004).

判とはいえないと主張する²⁹⁾。

(5) ICTR の判例と問題点

ICTR においても保護措置の適用に際して、Tadic 事件決定や Blaskic 事件決定などの ICTY の判例を引き継ぐものが多い。しかし、必ずしも ICTY の判例によって確立された法理をそのまま適用しているわけではない。

ICTR における最初の判例となる Rutaganda 事件決定では、ICTY の Tadic 事件決定の法理に依拠した判断がなされている。しかし、Tadic 事件決定を「考慮したうえで」判断するとされているのみで、具体的な要件の内容に触れることも、証人の個別の状況について検討されることもなく、規則 75 に基づく、一般公衆および報道機関に対する証人の身元情報の非公開措置などの保護措置の適用が認められている³⁰⁾。

さらに、Akayesu 事件決定では、Tadic 事件決定にすら触れられず、ICTR における唯一の先例である Rutaganda 事件決定を考慮して判断するとし、引用判例の結論と全く同様の文章により、適用される保護措置の内容のみが判示されている³¹⁾。しかし、引用された Rutaganda 事件決定では、規則 75 に関する具体的な分析や議論は何らなされていないことから、議論が抽象的にすぎるとの批判も多い³²⁾。

その後、ICTY と同様に初期の判例に対する多くの疑問が投げかけられたことから、証人の恐怖の判断については、主観的な基準にのみ基づくのではなく、客観的な基準に基づき保護措置の適用が判断されるべきであるとの議論がなされるようになった。例えば Nteziriano 事件決定では、検察側が主張した証人が述べる主観的な恐怖の存在や、安全が確保されたならば証言してもよい、などとの証人の主張に依拠して保護措置の適用が判断されるので

29) Wald, *supra* note 2, p.239.

30) Prosecutor v. Rutaganda, Case No. ICTR-96-3-T, Decision on the Preliminary Motion submitted by the Prosecutor for Protective Measures for Witnesses (26 September 1996).

31) Prosecutor v. Akayesu, Case No. ICTR-96-4-T, Decision on the Preliminary Motion submitted by the Prosecutor for Protective Measures for Witnesses (27 September 1996).

32) Goran Sluiter, "The ICTR and the Protection of Witnesses", *Journal of International Criminal Justice*, Vol.3 (2005), pp.964-966.

はないとし、証人の述べる危険な状況が客観的に存在する場合に限り保護措置が認められるとした³³⁾。

他方で、ICTRにはICTYとは異なる固有の問題も指摘できる。ICTRでは、ルワンダの不安定な治安状況が、保護措置の適用を判断する上で重要な要素となっているのである。たとえば、Nyiramasuhuko and Ntahobali 事件決定では、適切な保護措置の適用に関して、証人に影響を与える全体的な治安状況にも配慮して判断されなければならないとし、ルワンダと隣国の不安定な治安状況をあげて、1994年の虐殺行為を目撃した証人らの生命に対しても危険が及ぶ可能性があるとして指摘されている³⁴⁾。

このように裁判部は頻繁に「不安定な治安状況」(volatile security situation)の存在に言及し、保護措置を正当化する要因として用いている。これに対しては、判断基準が緩やかに過ぎるとの批判もあるが³⁵⁾、しかし、ルワンダでは、和平協定が成立後に公判が開始されたとはいえ、紛争が終結したとは言い難い状況が続いていたことも否定できない。

ICTR設置の背景にあるルワンダの大量虐殺は、1994年4月から和平協定が成立する7月上旬までのわずかな間に、人口約700万人のうちツチ族系一般住民80万人から100万人が虐殺されたとされる。しかし、その後も治安状況の深刻さは数多く報告されており、とりわけBogosora事件で検察側が保護措置の適用を申立てた際に提出した宣誓供述書によれば、被告人の出生地の県では1996年1月から12月までの間に、ジェノサイドの生存者であった227人が殺害され、56人が負傷したとされている。さらに、公判が開始されて間もない1997年には、Akayesu事件とRutaganda事件で証言をした証人2人が殺害されるという事態が起きた³⁶⁾。

証人への危害が現実の問題となったICTRにおいては、治安状況に一定の考慮を払うべきとする判断も支持できる。しかし、「不安定な治安状況」とい

33) Prosecutor v. Nteziryayo, Case No. ICTR-97-29-T, Decision on the Defence Motion for Protective Measures for Witnesses (18 September 2001), para.6.

34) Prosecutor v. Nyiramasuhuko and Ntahobali, Case No. ICTR-97-21-T, Decision on Protective Measure for Defence Witnesses (3 April 2001), paras.10-11.

35) Joanna Pozen, "Justice Obscured: The Non-Disclosure of Identities in ICTR Trials", *New York University Journal of International Law and Politics* (Fall 2005/Winter 2006), pp.302-308.

36) ICTR Annual Report, *supra* note 6, para.51.

う抽象的な議論にとどまっていたら、被告人の公開かつ公正な裁判を受ける権利への無制限の制約となりかねない。重要なことは、それらの治安状況が個々の証人らに対していかに影響するかということである。

3 被害者・証人室の活動と公判後の支援の問題

以上のように、ICTR や ICTY では証人の安全の確保が重要な問題となってきたが、証人の安全確保や第二次被害を避けるための手段は、法廷における措置に限られているわけではない。公判前から公判後にいたるまで被害者および証人の精神的負担を最小限にとどめ、法廷での経験が証人にとって前向きなものとなるための包括的支援や、公判後の証人の安全を確保するためのプログラムが積極的に行なわれている。

Tadic 事件決定が証人保護プログラムの欠如を指摘しているように、書記局内にある被害者・証人室は、裁判所設立直後から今日のように充実した活動を展開してきたわけではない。裁判が進行するにつれて被害者および証人が必要とする保護や支援の内容が明らかになり、現在のような公判前から公判後にいたるまでの包括的な支援を提供できる組織へと発展した。以下、ICTY の被害者・証人室の活動を例に論じていくこととする。

(1) 公判前と公判時の証人保護支援³⁷⁾

被害者および証人がハーグに来るまでの支援の内容としては、ビザの発給・飛行機の手配・滞在・証言する事件に関する情報提供や公判開始までの精神的な支援などが含まれる。活動開始直後は、被害者・証人の多くがパスポートを所持しない難民であったため、被害者・証人室の職員が各国の政府機関へ出向くなど複雑な手続を行なう必要性が生じた。さらに公判時には、極度の緊張や心理的混乱に陥った場合に備えて、被害者・証人室の専門職員が被害者・証人の様子を観察し、必要があればその都度心理的・精神的支援を提供している。また、公判終了後も必要に応じてカウンセリングなどの精神的な支援が施される。

37) Eric Stover, *The Witnesses : War Crimes and the Promise of Justice in the Hague* (University of Pennsylvania Press 2005) [hereinafter "Stover"], pp.41-43.

(2) 公判後の支援の重要性

Tadic 事件決定の法理においては、有効な証人の保護制度が存在していないことが要件の一つとして挙げられていた。とりわけ、証人がハーグで証言をした後の安全が確保できないことが問題視された。被害者・証人室もこの問題の重要性を認識し、ただちに証人およびその家族の移住を可能にさせるため、特定の国家と協定を締結することについて検討を始めた³⁸⁾。こうした努力の結果、現在では複数の国家との間に証人の移住協定が締結されている³⁹⁾。

証人移住プログラムとは、ICTY で証言をすることにより、自国に帰国したならば、その生命身体が重大な危険にさらされる場合に、書記局長の判断により、当該証人を第三国に移住させる措置を言う。書記局長が証人の移住が必要であると判断すれば、書記局長は証人や証人がさらされている危険についての情報を締約国に提供し、それらの情報に基づき締約国が受け入れについての最終的な判断を下すこととなる⁴⁰⁾。

国際刑事裁判機関は、当然のことながら移住プログラムを実施するための領域や独自の警察権力を持たないため、最終的な判断は締約国に委ねられている。理論的には、全ての締約国に受け入れを拒否される可能性もあるが、実務ではそのような状況は生じていない⁴¹⁾。

さらに移住後の証人およびその家族の地位の確保、移住後の現地言語の習得、職業支援および福祉援助などが十分に受けられるよう、難民条約を参照しながら締約国との話し合いを進め、ほとんどの締約国が難民条約に基づく基準、あるいはそれ以上の権利を証人とその家族に与えることに同意している⁴²⁾。

38) Annual Report of the International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia to the General Assembly of the United Nations, UN Doc. A/51/212 (16 August 1996), para.124.

39) David Tolbert, "Reflections On the ICTY Registry", *Journal of International Criminal Justice*, Vol.2 (2004), p.484. 同協定の性質上、協定締結国や具体的な協定内容については公表されていない。

40) Tolbert and Swinnen, *supra* note 27, pp.220-221.

41) *Ibid.*, p.222.

42) *Ibid.*, p.223.

(3) 被害者・証人室の活動の評価と問題点

以上のように、被害者・証人室の広範な活動は、今や国際刑事裁判機関にとって欠くことのできない重要な役割を担っている。また、証人移住プログラムは、公判手続における過度な保護措置の適用を回避させ、被告人の権利との適切なバランスを図る上でも有益である。

また、今日の被害者・証人室は、単に証人の第二次被害を防止することだけでなく、法廷での経験が、証人にとって有益なものとなるように配慮して支援を提供している。ICTY の被害者・証人をランダムに選出しインタビューを実施したある調査に基づけば、87人のうち67人が、ICTYで証言をすることは非常に前向きな経験であったと述べている⁴³⁾。

しかしながら、書記局内に設置されている被害者・証人室は、決して大規模なセクションではない。また、現在の被害者・証人室の活動は、限られた人的資源および予算のもとでは、その活動に一定の限界があることも否定できない。さらに、裁判所の設置目的との関わりで言えば、国際刑事裁判機関は、被害者および証人をはじめとする紛争当事国の人々との関係において、どのような役割を、どの程度まで果たすべきなのかという、本質的な問題に直面していることも事実である。

第2章 シエラレオネ特別裁判所 (SCSL) の判例・実行

1 SCSL と子供

(1) シエラレオネ紛争と子供の被害

シエラレオネ紛争では1998年以降、反政府軍により“Operation No Living Thing”という作戦が実施され、このうち“Operation Pay Yourself”（「略奪」を意味する）では少年兵とするための子供の略奪行為が広く行われ、また抵抗する者に対しては片手片足や耳などを奪うという行為が行われた⁴⁴⁾。さらに、政府軍、反政府軍ともに少年兵を多数使用し、麻薬の使用などによ

43) Stover, *supra* note 37, p.134.

44) See Prosecutor's Opening Statement Part II by Tejan-Cole Abdul, p.10.

り恐怖心や罪悪感を取り払い前線で戦わせるという事例も数多く見られた⁴⁵⁾。UNICEF の報告によれば、誘拐された少年兵の中には 6 歳の子供もいたことや、軍隊の約 80 パーセントが少年兵によって構成されていたことなどが指摘されており、子供の被害が極めて深刻な紛争事例であったことがわかる。

このような被害の報告等から、2000 年 8 月の国連安全保障理事会の決定を受けて、2002 年 1 月 16 日に SCSL 設立に関する国連とシエラレオネ政府の間の協定が締結され⁴⁶⁾、同年 7 月 1 日より活動が開始された。SCSL では、1996 年 11 月 30 日以降に行なわれた戦争犯罪、人道に対する罪、その他の重大な国際人道法違反、シエラレオネ国内法に反する犯罪に対して、「重大な責任をもつ者を起訴する」とされる。各国の拠出金および国連予算により運営され、国際・国内両方の裁判官による合同審議⁴⁷⁾によって裁かれる混合法廷である。シエラレオネの首都フリータウンを法廷所在地とし、2004 年 6 月 3 日より公判が開始されている。

(2) 裁判所規程及び手続証拠規則における子供の扱い

多くのシエラレオネ市民は、一部の重大な残虐行為が子供によって行なわれたことから、これらの犯罪行為に関わった子供の訴追を求めた。しかし、これらの子供たち自身が残酷な扱いを受け、その意思に反して犯罪行為の実行を強制されていたことから、裁判所規程の起草段階から検察局の起訴にいたるまで、加害者でありかつ被害者でもある少年兵の扱いをめぐって問題が生じた。

多くの議論を経て、規程 7 条は「犯罪行為を実施したとされるときに 15 歳未満であった者に対して管轄権を有しない」とし、「犯罪行為が 15 歳から

45) Sara L. Wells, "Crimes Against Child Soldiers in Armed Conflict Situations : Applications and Limits of International Humanitarian Law", Vol.12, *Tulane Journal of International and Comparative Law* (2004) pp.287-290.

46) Report of the Planning Mission on the Establishment of the Special Court for Sierra Leone, U.N.SCOR, 56th Sess., Annex, Appendix II : Agreements Between the United Nations and the Government of Sierra Leone on the Establishment of a Special Court for Sierra Leone, UN. Doc. S/2002/246 ; 2002.

47) 第一審裁判部では 3 名の裁判官により構成され、そのうち 1 名はシエラレオネ政府により、2 名は国連事務総長により任命される。上訴裁判部においては 5 名で審理をし、そのうち 2 名はシエラレオネ政府により、3 名は国連事務総長により任命される（規程 12 条 1 項）。

18歳までの間になされた場合は、これらの者が若年であることや社会復帰の促進を考慮し、さらに社会への再統合や建設的な役割が期待されることから、国際人権基準、とりわけ子供の権利にしたがって処遇する」と定めた。さらに裁判所は、保護の指針や監督、また地域への奉仕事業、カウンセリング、教育および職業訓練プログラムなどの実施を命令するとしている⁴⁸⁾。

しかし、実際の運用では国際刑事裁判機関が「最も重大な責任のある者」を起訴する場であり、通常子供には上官責任がないことなどから、検察局は元少年兵らについては起訴せず、むしろ証人としての協力を求めた⁴⁹⁾。こうして SCSL は、国際刑事裁判機関としては初めて、子供の証人に対する保護措置の問題に取り組むことになったのである。

また、誘拐や違法な徴兵により少年兵となった子供の証人は、捜査活動全般から公判手続にいたるまでの第二次被害の危機にさらされるため、被害者・証人室だけでなく UNICEF の子供保護機関 (Child Protection Agency) との連携により、法廷活動に関連して子供に必要な保護支援プログラムも確立されることとなった⁵⁰⁾。

2 子供の証人の保護に関する判例・実行

(1) 証人となりうる「子供」の定義

証人が「子供」であるがゆえに、公判時の特別な措置やその他の支援が提供されるが、そもそも規程や規則には子供の定義についての定めがない。したがって、SCSLにおける「子供」の定義が問題となる。

まず、犯罪行為時に 15 歳未満の者に対しては管轄権を有しないと定められ (規程 7 条)、さらに規程により 15 歳未満の子供を軍隊に徴兵することも犯罪を構成することから⁵¹⁾、検察官は元少年兵を子供の証人として召喚する

48) ICC のローマ規程 26 条では、「裁判所は、犯罪を実行したとされる時に 18 歳未満であった者について管轄権を有しない。」とし、18 歳未満の者についての管轄権の除外を定めている。

49) Vesselin Popovski and Karin Arts, "International Criminal Accountability and Children's Rights", *Policy Brief*, United Nations University, No.4 (2006), pp.4-5.

50) NPWJ Sierra Leone Mission, "Final Status Report July 2002-October 2003", available at

<http://www.specialcourt.org/SLMission/NPWJStatusReport2002-2003.html>.

51) 裁判所規程 4 条(c)は「敵対行為に参加させる目的で、15 歳未満の子供を軍隊や集団に徴兵しあるいは志願に基づいて編入すること」と定め、右行為が国際人道法の重大な違反

場合、誘拐時に 15 歳未満であったことなどを証明する責任を負う。

次に、検察官は召喚予定の証人のリストを裁判部に提出する際に、子供の証人の名簿の提出を求められるため、その時点での年齢が問題となる。検察官は 18 歳未満の者を子供の証人とすることを明らかにし、その年齢は、証人本人の申告や子供保護機関が認定した年齢または両親などの申告に基づいて判断し、18 歳を超えているとの明らかな疑いがもたれる場合にはさらなる調査を実施するとしている⁵²⁾。しかし、シエラレオネにおいては出生証明書を持つ者や正確な年齢を認識している者は少ない。したがって、最終的な判断は裁判部の判断に委ねられことになる。

問題なのは、判断基準が裁判部⁵³⁾により異なる点である。AFRC（軍事革命評議会）に関する事件を担当する裁判部 II では、検察官が提出したリストに則し子供の証人に該当する者にはすべて公判時の保護措置として一方向閉回路テレビの適用⁵⁴⁾を認め、特別な調査等は求めている。一方、RUF（反政府軍）に関する事件を担当する裁判部 I では、年齢は子供の保護措置を認めるうえで重要な基準になるとし、検察官が提出したリストのうち 2 人については 18 歳以上であるとし、これらの証人については一方向閉回路テレビを適用する前に証人らの傷つきやすさ（*vulnerability*）を証明する必要があるとした。結局、検察側はこの 2 人の証人については、法廷で直接に証言をすることを求めた⁵⁵⁾。

また CDF（市民防衛軍）に関する事件において、検察官は、誘拐または徴兵された時には 15 歳未満であったが、法廷で証言する際には 18 歳以上であることが明らかとなった場合、問題を裁判部に持ち込むのではなく、直接法廷で証言する可能性について証人および法廷心理専門官と話し合い、これを決定している⁵⁶⁾。

弁護側は、証人が徴兵された時に 15 歳未満であったという主張について

に当たるとしている。

52) Kyra Sanin and Anna Stirnemann, “Child Witnesses at the Special Court for Sierra Leone”, War Crimes Studies Center, University of California, Berkeley (Feb 2006) [hereinafter “Sanin & Stirenemann”], p.11.

53) 第一審裁判部（Trial Chamber）は裁判部 I および II から構成される。

54) 一方向閉回路テレビの適用の可否については第 2 章 2(3)参照。

55) Sanin & Stirenemann, *supra* note 52, p.12.

56) *Ibid.*, p.12.

は頻繁に争う姿勢を見せるが、子供の証人としての分類の仕方については何ら異議をとなえていない。ただし、RUF 事件においては、裁判部が子供の証人に認めた一方向閉回路テレビ方式に対し、被告人の公平な裁判を受ける権利を不当に制約することになるとの主張がなされている⁵⁷⁾。これについては、後述する。

(2) 捜査段階及び公判準備段階における子供の証人の保護

SCSL は捜査が開始されるに先立って、国際刑事裁判手続におけるシエラレオネの子供への配慮について、現地の UNICEF に助言および協力を求め、検察局や被害者・証人室の代表者らとともに、捜査段階から公判手続および証言後にいたるまでのガイドラインを作成している⁵⁸⁾。

捜査段階に関しては、UNICEF と被害者・証人室が共同して、子供の証人に関するガイドラインに基づき、捜査官らを対象に、子供の人権保護と子供へのインタビュー方法などに関するトレーニングセミナーを開催している。ここではとりわけ第二次被害を受ける可能性の高い捜査における質問の仕方や、公判手続に耐えうる安定した証人の選抜基準についてのアドバイスなどがなされた⁵⁹⁾。

公判準備段階においては、被害者・証人室の専門職員により法廷手続の内容や精神的なストレスの症状が現れた際の対処方法などについて子供の証人に説明し、さらに被害者・証人室の職員とともに検察局または弁護団の担当者と面会する。公判準備段階の子供の証人の様子は専門職員らによって観察され、不安定な要素や第二次被害の潜在的可能性が高いと判断されれば、検察官または弁護人に対しその旨が伝えられる。

(3) 公判手続における子供の証人の保護

SCSL の一般的な保護措置の規定については ICTY および ICTR の内容とほぼ同様である。しかし、その運用においては、特別法廷であるがゆえに安

57) Prosecutor v. Issa Hassan Sesay et al, “ Decision on Motion for Modification of Protective Measure for Witnesses, Case No. SCSL-04-15-T (5 July 2004) [hereinafter “Hassan Protective Measure Decision”], para.42.

58) Sanin & Stirenmenn, *supra* note 27, p.18.

59) *Ibid.*, p.19.

全上の問題などを強調した判断が下されることが多い⁶⁰⁾。

制度的概要としては、ICTY などと同様に規程において被害者・証人室の目的および活動内容を定め、規則 69 には公判準備段階の被害者および証人の保護措置について、規則 75 では公判手続における保護措置についてそれぞれ定められている。

Tadic 事件決定以降の ICTY の判例が規則 69 および規則 75 に規定する証人およびその家族の危険などを考慮したうえで厳格に解していたのに対して、Santigie Borbor Kanu 事件決定では、シエラレオネの政治および治安状況がルワンダや旧ユーゴスラビア諸国と大きく異なることを強調し、検察側が提示した証人の分類⁶¹⁾ごとに一定の保護措置が正当化されている⁶²⁾。また、証人やその家族への報復の危険の有無および程度の判断については、検察側が提出した UNAMSIL（国連シエラレオネミッション）の代表者や現地の NGO、また捜査官や地元警察官らの報告書の内容に基づき判断されている⁶³⁾。

また、Augustine Gbao 事件決定では、検察側が、SCSL の設置されているフリータウンの現実の治安状況を理由に、証人および被害者に対する保護措置を申立てたのに対し、弁護側は、被告人の公正かつ公開審理を受ける権利との関係で、同じ国際刑事裁判機関である ICTY および ICTR の判例法理に基づく、より厳格な解釈のもとで保護措置の採用を判断すべきであると主張した。これに対して、裁判部は以下のような判断をしている。

「特別法廷がシエラレオネに設置されているということ自身が（保護措置の採用を判断する上で）治安状況の考慮に際して客観的な要素となりえ

60) Shanna Eaton, "Sierra Leone : The Proving Ground for Prosecuting Rape as a War Crime", *Georgetown Journal of International Law*, Vol.35 (2004), pp.913-915.

61) 検察側が提示した証人の分類は以下の三つに分けられる。

①被害者と検察側の証人のうちシエラレオネに在住し、保護措置を受ける権利を破棄していない者、②証人はシエラレオネ以外の西アフリカ諸国に在住しているが、その親類等がシエラレオネに在住しかつ保護措置を受ける権利を破棄していない場合、③西アフリカ以外の諸国に在住している証人。

62) Prosecutor v. Santigie Borbor Kanu, Case No.SCSL-2003-13-PT, Decision on the Prosecution Motion for Immediate Protective Measures for Witnesses and Victims (24 November 2003), paras. 41-42.

63) 報告書の中には治安状況の他に、元戦闘員らが特別法廷に証言を求められることを恐れていることや、SCSL の活動に協力していることが明らかになれば殺される危険があると話していたことなどが含まれている。

る。この点において、ICTY や ICTR は裁判所の管轄権が及ぶ国自体に設置された法廷ではない。…(中略)…検察側の申立において詳細に述べられた治安状況に関する内容は、シエラレオネ本土に広く存在する状況と矛盾するものではない。」⁶⁴⁾

また、Issa Hassan Sesay 事件決定において初めて、子供の証人に対して認められる特別な保護措置の内容とその可否が争われている。検察側は一方閉回路テレビの適用を申立てたのに対し、弁護側は検察側の求める保護措置ではなく、非公開審理を適用すべきであると主張した⁶⁵⁾。これに対し、裁判部は、一般的に、非公開審理は検察側の求める保護措置よりもはるかに厳格なものであり、この点において弁護側は検察側の申立て内容を誤って理解しているとし、また、一方向閉回路テレビ方式は被告人から証人の供述態度等の観察を妨げるものではなく、被告人の公正かつ公開審理を受ける権利を侵害するものではないと判示した⁶⁶⁾。

さらに、性犯罪の被害者や子供の証人に対しては、公判手続における特別な配慮が必要であるという点は、各国の国内法および国際法においても認識されており、とりわけ子供は再び心的外傷を受ける危険が高い。また、米国の最高裁判例(Maryland v. Craig, 497 U.S.836(1990))が、子供の証人を心理的危険から保護するために必要であると判断されれば、一方向閉回路テレビによる証言は被告人の憲法上の権利を侵害しないとした見解⁶⁷⁾を考慮すれ

64) Prosecutor v. Augustine Gbao, Case No.SCSL-2003-09-PT, Decision on the Prosecution Motion for Immediate Protective Measures for Witnesses and Victims and for Non-Public Disclosure (10 October 2003), paras.21-23.

65) Hassan Protective Measure Decision, *supra* note 57, para.32.

66) *Ibid.*, para.31.

67) Maryland v. Craig では、メリーランド州法に基づき、子供である性犯罪被害者に対して一方向閉回路テレビによる証言を認めた措置が、自己に不利益な証人との対質を求める権利を保障した合衆国憲法第6修正に違反しないかが争われた。連邦最高裁は、公判廷で証人と面と向かって対面することは、第6修正の定める対質権の保障において不可欠の要素ではないとして、一定の限られた状況下では、対立する利益の存在が公判廷で被告人が証人と対面しないことを正当化できるとした。本件では、性犯罪被害者である子供の証人と被告人との対面を制限する必要性が認められ、さらに、十分な反対尋問が行なわれ、また、テレビを通じて証人の供述態度を観察できることなどから、当該措置を用いても証言の信用性や対審構造の本質を維持できるとし、本件の措置を合憲とした。See Maryland v. Craig, 497 U.S. 836 (1990).

ば、本件においても上述のような危険が存在する場合にあたるから、規則 75(B)(i)(c)に基づき、一方向閉回路テレビによる証言が認められる⁶⁸⁾。

以上のように、SCSL では、本決定以降、証人が子供であると判断されれば、保護措置として一方向閉回路テレビの使用が認められる傾向が強いことは間違いない。しかし、子供の証人に対しては、すべて自動的に一方向閉回路テレビを使用する措置を認めているかどうかについては定かでない。

(4) SCSL の判例・実行の評価

SCSL は、国際刑事裁判機関としては初めて、15 歳未満の子供の誘拐や徴兵が国際人道法の重大な違反にあたりとし、2007 年 6 月には同罪を含む 14 件の罪に問われていた 3 名の被告人に対し有罪判決を下した⁶⁹⁾。元少年兵の子供の証人は、このような 15 歳未満の子供の誘拐や徴兵の罪を立証するうえで非常に重要な役割を果たしている。

証人が子供であることの認定をめぐり、裁判部によって判断がやや異なった点は問題であるが、特別法廷としての利点を生かした現地の国際機関との連携は、捜査段階からの徹底した子供の証人に対する保護および援助を可能にした。

また、証人に対する保護措置について、SCSL は公判手続において子供が再び心的外傷を受ける危険があれば一方向閉回路テレビを使用できるとし、さらに同措置が被告人の公正な裁判を受ける権利の侵害にはあたらない、との判例を確立した。これまで国際刑事裁判機関には、子供の証人に関する先例がなく、SCSL が保護措置の判断基準および被告人の権利との関係を明らかにした意義は大きい。

一方で、保護措置の一般的な判断に際しては、特別法廷の性質上、厳しい治安状況を考慮せざるを得ず、ICTY や ICTR 以上に判断基準が緩やかになる傾向がある。すなわち、SCSL のような特別法廷では、被害者・証人室の活動のように法政策的な側面では、現地の国際機関との連携により充実した保護および支援を提供できるが、公判準備段階および公判手続の保護措置に

68) *Ibid.*, paras.34-35.

69) *Prosecutor v. Brima, Kamara and Kane*, Case No.SCSL-04-16-PT, Judgment (20 June 2004).

については、証人を取り巻く治安状況が極めて重要な判断要素となるのである。

第3章 証人に関する ICC の制度

ICC を創設したローマ規程（以下「規程」とする）および手続証拠規則（以下「規則」とする）は、これまでの国際刑事裁判機関の経験やその反省点から、被害者の権利および証人の保護を強化している⁷⁰⁾。なかでも、これまで証人や被害者が「証拠」としてしか扱われてこなかった反省から、被害者の手続参加や賠償判決（規程 68 条，75 条）が可能となった。しかし、これまでの判例・実行において問題視されてきた保護措置については、ICC 規則においても大幅な改善が見られたとは言い難い。ICC は、特定の紛争に対応して設置された特設裁判所（Ad Hoc Tribunal）や特別裁判所（Special Court）とは異なり、より一般化された規定および制度のもとで運営され、同時期に複数の地域の事件を審理することが想定されている。最大の問題点は、このような状況下において、どれほど個別の証人に焦点を当てた法運用が実現できるかということである。

1 被害者の権利及び証人の保護

(1) 被害者の地位の向上

ICC は、被害者を証人としてしか扱ってこなかったこれまでの国際刑事裁判の反省などから、被害者の権利や手続参加を手厚く保障し、さらに、賠償判決を可能にさせた⁷¹⁾。手続参加や賠償制度の実効性を確保するため、被害者および証人の保護を専門に扱う被害者・証人室とは別に、被害者の手続参加および賠償セクション（Victims Participation and Reparations Section (VPRS)）を設けている。また、賠償命令を受けた個人が賠償を行なう資産を持たない場合があることや、子供や性的暴力の被害者の救済の必要性から、

70) Pascale Chifflet, “The Role and Status of the Victim”, in Gideon Boas & William Schabas (eds.), *International Criminal Law Developments in the Case Law of the ICTY* (Nijhoff Publishers 2003). p.105.

71) 被害者の手続参加については規程 68 条，賠償判決については規程 75 条参照。

被害者のための信託基金が設置されている⁷²⁾。

被害者・証人室をはじめとするセクションは、極めて限られた人的・経済的資源の下で運営されているうえ、手続参加や賠償の制度的な問題もあり、詳細に検討すべき点は非常に多いが、本稿では証人の問題を中心に論じていることから、これらの制度に立ち入って論ずることはしない。しかし、ICCが、これまでの国際刑事裁判機関では認められてこなかった被害者の権利を確立し、手続参加や賠償判決が可能な制度を構築した意義は大きい。

(2) 被害者及び証人の保護

被害者および証人の保護措置については、ICTY等の規程および規則と比較しても、大幅な変更があったわけではないが、いくつかの重要な改善点が見られる。第一に、裁判所は、被害者や証人の安全、心身の健康、尊厳およびプライバシーを保護するために適切な措置をとらなければならないとし（規程 68 条 1 項）、保護措置の採用にあたっては、被害者および証人、とりわけ、子供、高齢者、障害を持つ者、性的・ジェンダーの暴力の被害者などの事情について考慮すべきことが求められている（規則 86）。第二に、これらの犯罪の捜査および訴追の間も、適切な保護措置をとらなければならないとしている（規程 68 条 1 項）。

これまでの国際刑事裁判機関では、強姦や性的暴行の被害者に対して配慮することが定められてはいたが⁷³⁾、子供や高齢者などについての規定は存在しなかった。また、捜査段階での配慮についても、被害者や証人に対する傷害または脅迫を避けるための措置に限定されていた⁷⁴⁾。証人の保護措置に関する規定のなかでも、これらの二点においては前進があったと言えよう。

2 被告人の権利

ICC 規程および規則では、とりわけ被害者の権利が手厚く保障されているが、被告人の権利についても、いくつかの面において、これまでの国際刑事裁判機関で認められてきた権利を上回る保障が行なわれている。

72) 信託基金については規程 79 条参照。

73) ICTY 規則 96 など。

74) ICTY 規則 40(iii)参照。

第一に、裁判所による「法の適用及び解釈は、国際的に認められる人権に適合したものでなければなら」ないとしている⁷⁵⁾。これにより、Tadic 事件決定やその後の ICTR および SCSL でみられたような、裁判所の持つ特有さを理由とした独自の法的枠組み (unique legal framework) による解釈は極力控えられることになるであろう。

第二に、被害者および証人の保護に関する規定のなかで、「被告人の権利及び公正かつ公平な公判を害さず、かつ、これらと両立す」べきことが、複数の場面で述べられている⁷⁶⁾。

また、従来の国際刑事裁判機関で保障されていた被告人の権利に加えて、自ら選任する弁護人と「自由かつ内密に」連絡を取ることが保障されるなど、被告人の権利の一層の充実化が図られている (規程 67 条 1 項(b))。

3 子供の証人

SCSL では元少年兵の子供を証人として召喚するに際し、裁判所が被告人とできる者や証人とできる者の年齢が問題となった。ICC では規程 26 条において、犯罪実行時に 18 歳未満の者であった者をその管轄権から除外している。さらに、SCSL と同様に、「15 歳未満の児童を自国の軍隊に強制的に徴集し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるために使用すること」を処罰の対象としている⁷⁷⁾。したがって、SCSL のように元少年兵の子供を証人として召喚する場合には、少年が入隊時に少なくとも 15 歳未満であったことの証明が求められると考えられる。

子供の証人に関する規定のなかで最も評価すべき点は、これまで ICTY および ICTR 規程においては何ら言及されていなかった、子供に対する保護措置の適用について、規程 68 条 1・2 項、規則 17(3)、規則 88(1) 等の複数の規定が、子供のニーズを考慮すべきことや、保護措置の適用にあたって子供の意見を尊重すべきことを定めていることである。もちろん、こうした規定により、子供に対する一方向閉回路テレビ等の保護措置が自動化されると結論することはできず、依然として個々の事例の判断は裁判所に委ねられてい

75) ICC 規程 21 条 3 項。

76) ICC 規程 68 条 1 項, 3 項, 5 項など。

77) ICC 規程 8 条(b)(xxvi)参照。

ることには変わらないが、少なくとも保護措置の申立てにおいて、検察側および弁護側の負担が軽減されるものと考えられる⁷⁸⁾。

4 問題点

(1) 手続証拠規則の曖昧さ

すでに指摘したとおり、ICTY においては、公判手続における保護措置を定めた規則 75 の文言の不明確さから、運用上、被告人の証人尋問権（規程 21 条 4 項(e)）および公開かつ公正な裁判を受ける権利（規程 21 条 2 項）との関係が問題となった。本来であれば、ICC はこのことを意識して、保護措置の内容を規程または規則において明確に定めることが必要である。しかし、証人の匿名措置については、規則の起草準備段階から意見が厳しく対立しており、準備委員会では、匿名の使用が認められる具体的な要件について、規則に含めないことで妥協的に合意に達した⁷⁹⁾。

したがって、公判時の保護措置についての規程および規則は、ICTY と大きく変わるところはなく、被害者や証人が「証言がなされることにより危険にさらされる場合」に、規則 87 に基づき、証人の身元情報を報道・情報機関に開示しない措置が採用されることを定めたにとどまる。したがって、これまでたびたび問題とされてきた、証人の匿名措置の判断については、ICTY 等で確立された法理が反映される可能性がある⁸⁰⁾。

また既述したように、ICTR や SCSL では、旧ユーゴスラビア諸国以上に犯罪発生地域の治安状況が深刻であることを理由に、保護措置の採用において、ICTY とは異なる判断基準を認容してきた。果たして、ICC の一般化された諸規定は、このような犯罪の発生地（あるいは事件）ごとに異なる判断枠組みを許容するものなのか、現行の規定からは明らかではない。

78) Stuart Beresford, "Child Witnesses and the International Criminal Justice System : Does the International Criminal Court Protect the Most Vulnerable?", *Journal of International Criminal Justice*, Vol.3 (2005). p.735.

79) Roy S. Lee and Hakan Friman, *International Criminal Court : Elements of Crimes and Rules of Procedure and Evidence* (Transnational Publishers 2001), p.453.

80) Kevin R Gray, "Evidence before the ICC" in Dominic McGoldrick, PJ Rowe, and Eric Donnelly (eds.), *The Permanent International Criminal Court : Legal and Policy Issues* (Hart Publishing 2004), p.309.

(2) 被害者・証人室の活動の限界

本稿で取り上げた被害者・証人室の活動は、どれも一国あるいは特定の地域の証人および被害者を支援する活動であった。例えば、SCSLが子供の証人のために、ガイドラインを作成し、捜査段階から公判後にいたるまでの特別な保護および支援を提供できたのは、法廷が紛争当事国に設置されていたからにはほかならない。SCSLの被害者・証人室は、現地の子供の置かれた状況を最もよく知るUNICEFや、現地NGOとの密接な連携があったからこそ、先例のない試みに対し適切な対応ができたのである。

確かに、ICCにおいても、被害者・証人室の職務遂行のための手段として、国際機関やNGOと協力することが規則に定められている⁸¹⁾。しかし、ICCでは、複数の地域の事件を同時に審理し、さらに被害者・証人室の人的・経済的資源も極めて限定的であることを考えれば、被害者・証人室の活動には一定の限界が生じうるだろう。

おわりに

Tadic事件以降、各国際刑事裁判機関は、被告人の証人尋問権の著しい制約と位置づけられるような保護措置こそ採用していないものの、全体としてみれば、非常に高い割合で何らかの保護措置を採用してきた。さらに、本稿が指摘したように、裁判部の保護措置の判断においては、必然的に犯罪行為の行われた地域および国の治安状況を、現実的な問題として考慮せざるを得ないことが明らかとなっている。

国際刑事裁判機関では一方で、重大な犯罪の被告人に対して、国際的基準に合致した権利保障が強く求められ、他方で、現実の危険や恐怖にさらされる証人の安全確保が切に求められている。このような構造が、国内の刑事裁判以上に、被告人の権利と証人および被害者の保護との間にある種の緊張関係あるいは対立関係を生じさせていることも事実である。

こうした事態に対応して、今日の国際刑事裁判機関は、裁判部による法的

81) 規則18(e)参照。

な解釈によってのみ解決をはかるのではなく、被告人の権利侵害を回避する実務的な手段として、被害者・証人室の機能の拡大および充実化に力を注いでいる。

被害者・証人室の活動を強化し公判前から公判後にわたる多様な保護プログラムを実施することは、公判時における証人の負担を軽減させ、さらには公判後の証人の安全確保をも可能にさせることが明らかとなってきた。その意味で、公判段階における保護措置の法的側面とともに、こうした実務的な保護の発展が、今後は重要になるとと思われる。

周知のように、日本もようやく 2007 年 10 月に ICC の加盟国となった。今後は、日本も一加盟国として、具体的な裁判手続の進行状況や国際刑事裁判機関の広範な活動に関心を寄せることが必要となる。その一環として、被害者・証人の保護が適切になされているか、あるいは被告人の権利が著しく侵害されてはいないかといった問題について、ICC の活動をモニターリングしていくことが求められていると言えるだろう。

〈参考文献目録〉

書籍

多谷千香子『「民族浄化」を裁く ―旧ユーゴ戦犯法廷の現場から―』（岩波新書，2005 年）

東澤靖『国際刑事裁判所 法と実務』（明石書店，2007 年）

Eric Stover, *The Witnesses : War Crimes and the Promise of Justice in The Hague*, (University of Pennsylvania Press 2005).

David Tolbert and Fredrick Swinnen, Hiram Abtahi. and Gideon Boas.(eds.), *The Dynamics of International Criminal Justice, : essays in honour of Sir Richrad May* (Koninklijke Bill NV. 2006).

Gideon Boas and William A. Schabas (eds.), *International Criminal Law Developments in the Case Law of the ICTY* (Martinus Nijhoff Publishers 2003).

John R.W.D Jones and Steven Powels, *International Criminal Practice: the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia, the International Criminal Tribunal for Rwanda, the International Criminal Court, the Special Court for Sierra Leone, the East Timor Special Panel for Serious Crimes, war crimes prosecutions in Kosovo.* (Oxford University Press 2003).

Judge Richard May and Marieke Wierda, *International Criminal Evidence* (Transnational Publishers 2003).

Dominic McGoldrick, PJ Rowe, and Eric Donnelly (eds.), *The Permanent International Criminal Court : Legal and Policy Issues* (Hart Publishing 2004).

Roy S. Lee and Hakan Friman, *International Criminal Court : Elements of Crimes and Rules of Procedure and Evidence* (Transnational Publishers 2001).

論文

Christin Chinkin, "Due Process and Witnesses Anonymity", *American Journal of International Law*, Vol.91 (January 1997), pp.75-79.

David Tolbert, "Reflections On the ICTY Registry", *Journal of International Criminal Justice*, Vol.2 (2004), pp.480-485.

Goran Sluiter, "The ICTR and the Protection of Witnesses", *Journal of International Criminal Justice*, Vol.3 (2005), pp.962-976.

Joanna Pozen, "Justice Obscured : The Non- Disclosure of Identities in ICTR Trials", *New York University Journal of International Law and Politics*, Vol.38 (2005/2006), pp.281-322.

Kyra Sanin and Anna Stirnemann, "Child Witnesses at the Special Court for Sierra Leone", War Crimes Studies Center, University of California, Berkeley, (2006), pp.1-36.

Monroe Leigh, "The Yugoslav Tribunal : Use of Unnamed Witnesses Against Accused", *American Journal of International Law*, Vol.90 (1996), pp.235-238.

Sam Garkawe, Victims and the International Criminal Court : Three major issues, *International Criminal Law Review*, Vol3 (2003), pp345-367

Patricia M.Wald, “Dealing with Witnesses in War Crime Trials : Lessons from Yugoslav Tribunal,” *Yale Human Rights and Development Law Journal*, Vol. 5 (2002). pp.217-239.

Sara L. Wells, “Crimes Against Child Soldiers in Armed Conflict Situations : Applications and Limits of International Humanitarian Law”, -Vol.12, *Tulane Journal of International and Comparative Law* (2004), pp.287-306.

Shanna Eaton, “Sierra Leone : The Proving Ground for Prosecuting Rape as a War Crime”, *Georgetown Journal of International Law*, Vol.35 (2004), pp.873-919.

Stuart Beresford, “Child Witnesses and the International Criminal Justice System: Does the International Criminal Court Protect the Most Vulnerable?”, *Journal of International Criminal Justice*, Vol.3 (2005), pp.721-748.

Vesselin Popovski and Karin Arts, “International Criminal Accountability and Children’s Rights”, *Policy Brief*, United Nations University, No.4 (2006), pp.1-8.

資料 (Annual Report 等)

Annual Report of the International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia to the General Assembly of the United Nations, UN Doc. A/51/212 (16 August 1996).

NPWJ Sierra Leone Mission, “Final Status Report July 2002-October 2003”.

Report of the Planning Mission on the Establishment of the Special Court for Sierra Leone, U.N.SCOR, 56th Sess., Annex, Appendix II : Agreements Between the United Nations and the Government of Sierra Leone on the Establishment of a Special Court for Sierra Leone, UN. Doc. S/2002/246 ; 2002.

Second Annual Report of the International Criminal Tribunal for Rwanda to the General Assembly of the United Nations, UN Doc. A/52/582 and UN S/1997/868, (2 December 1997).

判例

ICTY

Prosecutor v. Tadic, Case No.IT-94-1-T, Decision on the Prosecutor's Motion Requesting Protective Measures for Victims and Witnesses (10 August 1995).

Prosecutor v. Tadic, Case No.IT-94-I-T, Separate Opinion of Judge Stephen on the Prosecutor's Motion Requesting Protective Measures for Victims and Witnesses (10 August 1995).

Prosecutor v. Tadic, Case No.IT-94-1-T, Decision on the Prosecutor's Motion to Withdraw Protective Measures for Witness K (12 November 1996).

Prosecutor v. Tadic, Case No.IT-94-I-T, Opinion and Judgment (7 May 1997).

Prosecutor v. Blaskic, Case No.IT-95-14-T, Decision on the Application of the Prosecutor Dated 17 October 1996 Requesting Protective Measures for Victims and Witnesses (5 November 1996)

Prosecutor v. Furundzija, Case No.IT-95-17/1, Decision on Prosecutor's Motion requesting Protective Measures for Witnesses "A" and "D" at trial (11 June 1998).

Prosecutor v. Milosevic, Case No.IT-02-54-T, Decision on Prosecution Motion for Provisional Protective Measures Pursuant to Rule 69 (19 February 2002).

ICTR

Prosecutor v. Rutaganda, Case No.ICTR-96-3-T, "Decision on the Preliminary Motion submitted by the Prosecutor for Protective Measures for Witnesses (26 September 1996).

Prosecutor v. Akayesu, Case No. ICTR-96-4-T, "Decision on the Preliminary Motion submitted by the Prosecutor for Protective Measures for Witnesses (27 September 1996).

Prosecutor v. Nteziryayo, Case No. ICTR-97-29-T, “Decision on the Defence Motion for Protective Measures for Witnesses (18 September 2001).

Prosecutor v. Nyiramasuhuko and Ntahobali, Case No. ICTR-97-21-T, Decision on Arsen e Shalom Ntahobali’s Motion for Protective Measure for Defence Witnesses (3 April 2001).

SCSL

Prosecutor’s Opening Statement Part II by Tejan-Cole Abdul

Prosecutor v. Augustine Gbao, Case No. SCSL-2003-09-PT, Decision on the Prosecution Motion for Immediate Protective Measures for Witnesses and Victims and for Non-public Disclosure (10 October 2003).

Prosecutor v. Brima, Kamara and Kane, Case No. SCSL-04-16-T, Judgement (20 June 2004).

Prosecutor v. Issa Hassan Sesay et al, Case No. SCSL-04-15-T, “Decision on Motion for Modification of Protective Measure for Witnesses (5 July 2004).

Prosecutor v. Santigie Borbor Kanu, Case No. SCSL-2003-13-PT, Decision on the Prosecution Motion for Immediate Protective Measures for Witnesses and Victims (24 November 2003).

米国

Maryland v. Craig, 497 U.S. 836 (1990).